

東京高等裁判所第15民事部 御中

平成23年(ネ)第555号 地位確認請求控訴事件

加茂暁星高等学校の生徒・保護者・教職員が生き生きと輝く学園にするため
非常勤講師の解雇撤回ならびに職場復帰をはかる判決を求める要請書

加茂暁星高校では、専任教員も非常勤講師もいっしょになって教育をつくり上げてきました。そのため、ほとんどの非常勤講師は長期に渡って契約が更新され、赤井先生は25年、山田先生は17年間勤め続けてきました。

これに対して加茂暁星学園理事会は、2007年(平成19年)3月、加茂暁星高校で働く赤井くるみ先生、山田ユリ子先生を含む12名もの非常勤講師を大量に解雇しました。学園は解雇理由について、赤井先生に対しては「生徒減」、山田先生には「カリキュラム変更」によって授業持ち時数がなくなったとしました。しかし、非常勤講師が大量に解雇された本当の理由は、学園が組合や教職員とまともな話し合いもせず、ほぼ一方的に専任教員の授業持ち時数を大幅に増やし、非常勤講師の持ち時数をなくしたことによります。

加茂暁星高校では、赤井先生、山田先生のように身分は非常勤講師でありながら加茂暁星高校の教育を担う一員として、長期にわたって雇用が継続され大切にされてきました。そうしたことから、両先生は、専任教員といっしょに授業づくりの話し合いをおこなったり、教材の選定に携わったり、また授業の空き時間や放課後には生徒の質問への対応や成績不振者への指導をおこなうなど、生徒の教育に大きな役割を果たしてきました。

このように、専任教員も非常勤講師も共に教育を担う者として安心して働き続けることで、子どもたちの教育を守り育てていきたいとの思いから提訴し、私たちの考えを伝えてきました。新潟地裁では、この精神を受け止めていただき解雇無効の判断をしていただきました。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

【要請事項】

貴職におかれましては、一日も早く教育への弊害を取り除き、生徒・保護者・教職員が生き生きと輝く学校にするため、すみやかに赤井くるみ先生・山田ユリ子先生の雇い止めが撤回され職場復帰がはたされますよう、公正なる判決を要請いたします。

2011年 月 日

住 所

団体名

印

【取り扱い団体】

加茂暁星高等学校職員組合・新潟県私立学校教職員組合連合・いがた私学争議団支援共闘会議

【問い合わせ先・署名送付先】新潟市中央区弁天橋通1-13-13 TEL025-286-7600